

# 北九州憲法ネットニュース

2006年11月30日(木) 第18号

発行 憲法をまもる北九州市民ネットワーク  
803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F  
Tel & fax 591-5522 E-mail⇒mail@kitaq-kenpou.net  
URL⇒http://kitaq-kenpou.net/

## 憲法60周年学習・宣伝強化期間(06年11月~07年5月)

### —憲法会議(憲法改悪反対各界連絡会議)が決定— 過半数世論の結集軸は、共同センターだ!

安倍政権は露骨な改憲方針を掲げ、九条改憲反対の多数世論の逆転をねらっています。こうしたなか憲法会議(憲法改悪反対各界連絡会)は、憲法公布の11月から施行の来年5月までを「憲法60周年学習・宣伝強化期間」と決定しました。

この間に、①学習会の重視②要求と結んだ憲法運動の推進、共同センターの強化③運動交流の強化④団体間の共同の追求などの取り組みを強めることとしています。

全国的な経験では、過半数世論の結集軸となるのが「地域共同センター」であることへの理解が広がり、全自治体をカバーする「地域共同センター」づくりが本格的に始まりつつあり、また国民の過半数世論の獲得に向けた全戸訪問のローラー作戦が始まっています。

これに呼応した取り組みとして、北九州でも11月14日「憲法改悪反対共同センター」を発足させる取り組みがはじまりました。地区労連、新婦人などの団体が、北九州革新懇の呼びかけで集まり、第1回の「共同センター相談会」を開きました。当面、相談会を継続開催しながら、参加団体を広げ、来春の結成をめざします。

当日決まった活動の方向は、①次回「相談会」を12月16日(土)14時、市民の会事務所にて開催する。②2月中旬に「共同センター準備会」を立ち上げる。③2月25日に憲法講演会(会場、ムーブ、講師坂本修弁護士)を9条の会・北九州憲法ネットと共催するなどです。今後の活動の発展が期待されます。



## 曾根九条の 会が、無事結成 されました

「曾根・九条の会」の設立総会が、

(4)

11月23日に開かれ、無事結成されました。朝から、冷たい雨が降り、どのくらいの人数が集まるのか、やや不安でしたが、約30人ほど集まり、午後1時半すぎより、総会を始めました。初めに、北九州青い空合唱団の嶋井さんたちに、「ねがい」を歌っていただき、続いて、みんなで、「9条でサンサンサン」を歌いました。

記念講演は、「九条の会・北九州憲法ネット」座長の荒牧弁護士に行っていました。

「平和憲法と憲法『改正』について」と題し、憲法とは何か、日本国憲法の5原則、憲法改正は本当に必要か、戦争に行くのはいったい誰？などについての話は、とてもわかりやすく、ためになりました。

続いて、規約の承認と役員選出を行いました。



会長には上西創造さんが選

## 憲法九条を守る八幡東 区の会 初めての街頭 デビュー

秋風に木の葉が舞う10月24日(火)八幡東区西本町のレッドキャベツ前で12時半から約40分、会のメンバー6名でマイク宣伝、ビラ配布、国会請願署名を行いました。ビラ配布は約100枚、署名も28名分集まりました。

「私たちは『八幡東九条の会』です。今日が街頭デビューです。憲法九条を守ろうと『九条の会アピール』に賛同する人々が集い6月10日に発足しました。」「お配りしているビラには、『憲法九条を守る八幡東区の会』発会にあたっての区民のみなさんへの呼びかけと、『九条の会アピール』が書かれていますのでお手にとってお読みください。」「憲法九条を守る大きな世論をつくりましょう!」「国会に九条を守る声をとどける請願署名にご協力をお願い

されました。

その後、九条の会・北九州憲法ネットの元県会議員塩塚茂嘉さんと小倉恵ヶ丘教会の矢作英雄牧師から、祝辞をいただきました。塩塚さんからは、貫小学校での奥様との出会いなど、曾根にかかわる話を伺い、矢作牧師からは、東京での空襲体験が、牧師の生き方に大きな影響を与えたことを伺いました。九条の会・京築事務局長の沖勝治さんからは、自筆の祝電をいただきました。

いよいよ「曾根・九条の会」が、正式に発足しました。会員一同、新たな気持ちで憲法九条を守っていきます。毎週月曜日の夜7時~9時に、曾根小学校横の曾根市民センターで例会を開いていますので、ご近所の方は、ぜひともご参加願います。(文責:曾根九条の会事務局 富士本)

します!」とマイクと肉声で呼びかけました。

マイク宣伝とビラ配布をしたSさん(男性)は、「九州国際大学などの男女学生が気軽にビラを受け取ってもらい、明るい未来を担う若者たちを信じられて楽しかった。」と語っています。署名を集めたIさん、Kさん(女性)の2人も、「通学中の大学生や買物の女性などの反応が大変良かった。」「短い時間に沢山の方々から署名の協力をいただいて嬉しかった。」と予想外の好反響にそろって声を弾ませていました。署名をされた方々は、「憲法改正について」自分の考えを明確にされたことで、それは署名数以上に大切なことだと思います。この次は少し場所や時間などを工夫してチャレンジしようとして話し合っ解散しました。(八幡東九

条の会ニュース第4号から)

## ★ 憲法雑感 ★

第42回の北九州母親大会で講演をされた小森陽一氏(九条の会・事務局長)が会場の参加者に向かって、「憲法を守らなければならないのは誰だと思いますか?」との問いにつづいて、「自分だと思える人?」と言われてほとんどの人が手を上げた(わたしも)。『憲法』といわれると、政治家や弁護士のバイブルのようなものと思っていたので、真剣に読んだこともないし、関心もなかった。ただ、自分が長年公務員として仕事をしてきて、『憲法』を守るべき義務を負っている公務員が住民のためよりもゼネコンや大企業のための仕事中心になっていることに近頃違和感を持つようになった。

中米のコスタリカ共和国では小学校教育で

『憲法』を教え、基本的人権の意識づけをしていると聞いた。自分たちの生きる権利を保障している『憲法』をしっかり教えているということである。

今の日本はそれぞれが勝手な言いばかりで收拾がつかなくなっている気がする。日本の進路や私たちの生活に係わる大切なことなどが一部の勝手な政治家に仕組まれ、国民はマスコミの報道に惑わされて自分で判断することができない人が多い現実。

「守るべきことは守り、おかしいことはおかしい」と言える人が増えることを切に願っている。八幡東区 神無月(女性・55歳)(八幡東九条の会ニュース第4号から)

# 憲法は「国家権力を統制」する規範

## 憲法まるごと連続講座で、迫田弁護士が講演

11月24日、8回目の連続講座がウエルとばた多目的ホールで開かれました。テーマは、「憲法があり、人権があり、幸せがある～ハンセン病をめぐって～」講師は迫田学弁護士でした。迫田弁護士は、自らかかわってきた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の裁判の経過も交えながら、国民の基本的人権の歴史、性格、その大切さなどを丁寧に話しました。

基本的人権は、日本国憲法の三つの基本原理(国民主権、平和主義)の一つであり、これらの権利は「国民の普段の警戒と努力がなければ危くなる必然性を持つ」と、迫田弁護士は国民の運動の大切さを強調しました。そして今、憲法そのものが「改憲の嵐」の中に立たされており、憲法のもつ先進性、その大切さを国民が認識することが急がれると話しました。

憲法は国民を縛るものでなく、「国家権力を統制」する規範であることを、繰り返し強調さ



れました。

参加者からは「解りやすい説明でした。まだまだ憲法問題勉強しなければ・・・参加も多くなるよう努力しなければ・・・」「ハンセン病をめぐっての裁判。わかり易くよかった。長い歴史の中で人権無視の裁判に腹立たしくおもった」などの感想が寄せられました。

次回は第9回目で今期連続講座の最終回です。「第8章地方自治」を主題に、テーマは「地方自治と私たちの未来」で、講師は前田憲徳弁

護士です。

自民党の「憲法改正草案」では、第9条と共に第8章は全文書き換えの改悪となっています。現憲法の民主的特徴のひとつである「地方自治」の全面改悪で、改憲勢力の戦争推進国家改造にとって地方自治がいかに大事かを物語

っています。

来春2月4日は、北九州市長選挙投票日です。住民本位の北九州市政確立のために奮闘するためにも、あらためて「地方自治」の学習は大事ではないでしょうか。皆さん多数のご参加をお待ちします。

# メッセージ、カンパありがとうございます。

メッセージ(敬称略)

お願いします。財政が窮迫しています。

毎日の生活は大変ですが、是非ともご支援をお願いします。郵送費や紙代などに当

てます。同村の堀江田紙をべ利田お願

- 危険な安倍政権の誕生に、気持ちを引き締めて憲法九条の運動を強めたいと思います。 10/27 W. S
- 「戦争をする事」は「命を守っている平和をこわす事」だと思ひます。 11/2 A. M
- ご苦勞様です。僅かですがカンパします。 11/6 K. M
- 市長選頑張りましょう。蟻の兵隊もいきたいけどな

かな か85歳で病院通いが多いので・・・ 11/6 F. T

● 郵送料 プラスαです。今後の健闘を祈ります。 11/6 O. K

- 5月にカンパ致しましたが年末で大変でしょうが再びカンパとして送付いたします。 11/6 A. K
  - お疲れさま。がんばりましょう。 11/6 O. I ●カンパとして 11/6 S. M ●募金 11/6 M. R ●ご苦勞様です。僅少で恐縮ですが募金させていただきます。 11/7 Y. K ●がんばって下さい。 11/9 I. F ●ネットニュースありがとうございます。毎回たのしみにしています。 11/14 G. A ●活動カンパとして 11/20 M. A
- 10月

渡辺末子 有馬正夫 河村智恵子 小野恂一郎 古賀三千人 藤井利秋 小沢和秋 桑田勲二 有働隆義 小野逸郎 末次美智 森田禮三 久良木恵津子 山岡国次 大里西部九条の会谷口義光 村田希巳子 井上文子 諸

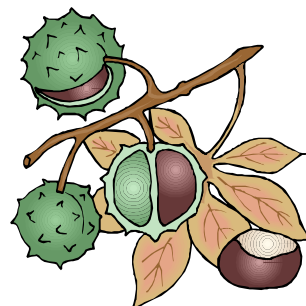
岡昭三郎 高智彦 勝元紀 松井岩見 後藤篤子 山根二三子 小田原さちこ 須崎和幸 三崎英二 原田紀子 野瀬秀洋

## 護憲コラム

### —新しい教科書—

扶桑社版の新しい中学生の社会科教科書「公民」の紹介を迫田弁護士がしてくれた。現在の憲法改定を巡っての自民党の主張が色濃く反映していることが理解できた。まず、憲法のところでは、明治憲法の話から始まる。法治主義、刑罰、憲法改正の項目が並び、基本的人権のことは、なんと、欄外に記載されているのだ。主権者である国民を守る視点がないのが明確に

なる代物▼自民党の改憲案「新憲法草案」によると、この基本的人権は「公益及び公の秩序に反しないよう」との条件が付く。これが曲者。現在の憲法では「公共の福祉」ということで、権利使用時対立の調整を図っているが、「公益」「公の秩序」は、これとは大違い。



(4)

「公益」「公の秩序」は、時の権力者が恣意的に利用する可能性がある。これを許せば、基本的人権は危機に立たされることになる▼憲法25条をはじめとする様々な国民の権利は、国民の生活を守ってきた。日ごろは空気のように、

あるのが当然のような認識だが、自民党の憲法草案は、現在の憲法のありがたさを改めて認識させてくれる。憲法連続講座で、迫田弁護士が「日ごろ、普段の警戒と努力」を訴えていたが、正にそこが今求められているのだ。(盾)